

第 8 期計画における紙おむつ購入助成事業について

1 事業の概要

(1) 目的

在宅の要介護認定者に対して、紙おむつの購入に要する費用(以下「紙おむつ費用」という。)の一部を助成することにより、その負担を軽減し、在宅福祉の増進を図る事業(要綱より)

(2) 利用要件 常時おむつを必要とする者であって、次のすべてに該当する者

ア 市内に住所を有する者

イ 要介護認定(介護保険法第 27 条)において、要介護状態区分が要介護度 3、4 または 5 のいずれかに該当すると認められた者

ウ 介護保険施設(法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設)に入所していない者

エ 病院に入院していない者

(3) 助成の内容

助成の額は、1 月当たり 4,000 円

(4) 対象品目

紙おむつ、紙パンツ、尿取りパッド、使い捨て防水シート、おしりふきおよび使い捨て手袋

(5) 令和 3 年度の利用者数見込

605 人

2 国の動向(地域支援事業での実施について)

(1) 国の見解

介護用品の支給は、介護給付の上乗せ・横出しとなるもの。仮に実施する場合は、市町村特別給付、保健福祉事業又は市町村独自事業として実施されるべきもの

(2) これまでの経過

ア 平成 30 年 5 月 10 日老発 0510 第 3 号

第 7 期中は事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること等を条件に実施して差し支えない。

イ 令和 2 年 11 月 9 日老健局事務連絡

第 8 期中は、所得要件等を設けて実施(次ページ参照)

(3) 現行制度の財源

地域支援事業費(国: 38.50% 県: 19.25% 市: 19.25% 第 1 号保険料: 23.00%)

3 制度の見直しについて

(1) 現状

- ①利用者は多く、好評を得ている。(R2.11月末時点利用者 522 人)
- ②助成対象の要介護 3～5 の方は、施設入所が必要な方や入所を希望されている方が多いが、待機者が多く入所できないため、やむを得ず在宅となっている。
- ③施設サービスでは、紙おむつは、自己負担なく利用できるが在宅介護では給付対象となっていない。
- ④新型コロナウイルス感染拡大は依然として収束の兆しが見えない状況

(2) 見直しの考え方

- ・現状を踏まえ、在宅介護を支えるために不可欠なサービスである。(①・②・③)
- ・新型コロナウイルスの感染拡大による影響、施設待機状況等を踏まえ、今のタイミングで縮小等は行うべきではない。⇒8期計画でも現行どおり実施したい。(②・④)
- ・国は、財源を全額介護保険料とする場合は継続実施可としている。
- ・8期計画期間中に、9期計画での本事業の実施について検討を行う。

(3) 見直し案

	市案（現行どおり）		国（縮小）
対象者要件	要介護 3・4・5		要介護 4・5 ※ただし、要介護 3 の方は、認定調査票等により個別の状態を踏まえ、必要性を判断し支給が可能
課税要件	なし		市民税非課税
対象者数	605 人		364 人
所要見込額	17,859,600 円		10,745,280 円
財源	地域支援事業		地域支援事業
	任意事業 (8期経過措置)	保健福祉事業 (新たな財源)	任意事業 (8期経過措置)
	10,745,280 円	7,114,320 円	10,745,280 円
財源構成 (%)	国 38.5 県 19.25 市 19.25 1号保 23	第 1 号保険料 100	国 38.5 県 19.25 市 19.25 1号保 23
課題	・事業費全額が第 1 号保険料からの支出になるため、介護保険料に影響する。		・現行制度での対象者のうち、所得段階 6 以上の 241 人が対象から外れる。 ・第 9 期では、本事業自体が、地域支援事業から外れる可能性がある。

(4) 8期計画での保険料（基準額）への影響（現時点における試算）

7,114,320 円/年×3年÷56,889 人（8期計画期間中の第 1 号被保険者数）÷12 か月＝31.3 円
（被保険者 1 人につき、月当たり約 31 円の上乗せとなる）

《介護保険料における所得段階（第7期計画：平成30年度から令和2年度まで）》

所得段階	内 容	保険料率	保険料額
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税者 本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額とその他合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 × 0.45	31,860 円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額とその他合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額 × 0.75	53,100 円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額とその他合計所得金額の合計が120万円超	基準額 × 0.75	53,100 円
第4段階	本人が住民税非課税だが、世帯の中に課税者がいて、課税年金収入額とその他合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 × 0.90	63,720 円
第5段階	本人が住民税非課税だが、世帯の中に課税者がいて、課税年金収入額とその他合計所得金額の合計が80万円超	基準額	70,800 円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満	基準額 × 1.20	84,960 円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上190万円未満	基準額 × 1.30	92,040 円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満	基準額 × 1.50	106,200 円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満	基準額 × 1.70	120,360 円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上700万円未満	基準額 × 1.80	127,440 円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上	基準額 × 1.90	134,520 円

注)その他合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等の所得金額を差し引いた額。